

令和4年1月28日  
令和4年2月9日更新

再入国する留学生の皆様へ

千葉大学留学生課

## 2021年度 外国人留学生の再入国の流れについて

### 1. はじめに

この資料は、外国人留学生が再入国時に必要とされる事項を周知するとともに、入構までの一連の流れをご理解頂く為作成したものです。この内容は日本への再入国及び千葉大学への入構の為に必須の事項（これから一時帰国等で出国する方も含まれます）が書かれている為、分からない事があれば必ず所属の学部（研究科）の学務係に確認して下さい。また、これらの情報は日々更新されていく為、ご自身でも各省庁のHPを確認するようにして下さい。

なお、現在、本学では原則として渡航自粛をお願いしていますが、事情により出国予定（一時帰国を含む）の方は、事前に「海外渡航連絡票」（別添）を所属の学部（研究科）の学務係に提出してください。

### 2. 第7報（補足1）からの追加点・変更点

#### 2.1. 再入国後の待機期間中の健康観察について

再入国後、これまで総合安全衛生管理機構が行っていた健康観察が1月末をもって終了することとなりました。つきましては、以降は各部局（研究科）の学務係又は指導教員が健康観察を担当します。待機期間終了後の入構許可メールも、各部局（研究科）の学務係又は指導教員から受け取ってください。

#### 2.2. 入国後の自宅等待機期間の変更について

（1）オミクロン株が支配的となっている国・地域（現時点ではすべての国・地域）からの全ての帰国者・入国者に係る入国後の自宅または宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用のいずれの期間についても、10日間から7日間に変更されました。

（2）オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域については、入国後の自宅または宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用のいずれの期間についても14日間となります。

### 2.3. 有効なワクチン接種証明書保持者に対する行動制限緩和措置の見直しについて

12月1日以降の再入国者について、有効なワクチン接種証明書保持者に対する3日間停留措置の免除及び待機期間短縮措置（14日→10日）が停止されています。

（参考 URL）

「水際対策強化に係る新たな措置（26）（オミクロン株に対する 水際対策）について」

（令和4年1月28日更新）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889633.pdf>

「水際対策強化に係る新たな措置（24）（オミクロン株に対する水際措置の強化の継続）について」（令和4年1月11日更新）」

[https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku5\\_20220111.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku5_20220111.pdf)

「水際対策強化に係る新たな措置（22）（オミクロン株に対する水際措置の強化）について」（令和3年12月9日更新）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000864897.pdf>

「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について（令和4年2月2日掲載）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000883243.pdf>

「水際対策強化に係る新たな措置（21）及び（22）による待機について（令和4年1月28日）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00322.html#h2\\_free1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00322.html#h2_free1)

### 3. 入構までの一連の流れ（概要）

以下は変異株流行国からの入国者（3日/6日間待機）とそれ以外の入国者の手順をまとめて記載しています。

- ・ 共通：全ての入国者
- ・ 非待：検疫所が確保する施設での待機対象となっていない国からの入国者
- ・ 3待：検疫所が確保する宿泊施設で3日間の待機対象となっている国からの入国者
- ・ 6待：検疫所が確保する宿泊施設で6日間の待機対象となっている国からの入国者

区分	順序	内容	対象者
入 国 前	1	所属の学部・大学院の学務係に入国意思を連絡	共通
	2	ワクチン接種証明書の取得（任意）	非待、3待
	3	日本国政府の指定する誓約書の誓約内容を確認、署名	共通

	4	フライト、待機場所及び待機場所までの移動手段を確保	共 通
	5	出国前 72 時間以内の PCR 検査を予約、以後陰性証明を取得	共 通
	6	・スマートフォン及びアプリを準備 ・質問票 WEB にて必要事項を登録し、QR コードを発行・保存	共 通
入 国 後	7	空港にて PCR 検査を受検（陰性証明書取得）、誓約書の提出、待機場所へ移動	共 通
	8	7 日間又は 14 日間待機開始、学務係又は指導教員が毎日健康観察を実施	共 通
	9	追加的な PCR 検査の受検（最大で入国後 3、6 日目）	3 待、6 待
	10	追加的 PCR 検査終了後、別の待機場所へ移動	3 待、6 待
	11	7 日間又は 14 日間待機期間終了後、学務係又は指導教員から入構許可メールを受け取る。	共 通

#### 4. 詳細説明

##### 4.1 日本国政府の指定する誓約書の誓約内容を確認、署名

下記のリンクから誓約書を入手し、同意の上必要事項を記載し、入国時に持参し検疫官に提示して下さい。全ての内容に同意できない場合、再入国は認められません。

【参考】厚生労働省 HP 「誓約書の提出について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000863645.pdf> （日本語）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000863646.pdf> （英語）

##### 4.2 フライト、待機場所及び待機場所までの移動手段を確保

###### 4.2.1 入国前 14 日以内に検疫所が確保した宿泊施設での待機が求められる国・地域に滞在歴のある留学生の場合

フライト、待機場所（検疫所が確保したホテルでの待機日数を差し引いた残日数分の待機場所）、及び待機場所までの移動手段（公共交通機関は使用不可）の全てを自分で確保して下さい。

###### 4.2.2 4.2.1 以外の留学生の場合

フライト、待機場所、及び待機場所までの移動手段（公共交通機関は使用不可）の全てを自分で確保して下さい。

###### 4.2.3 共 通

・待機場所（＝検疫所所長が指定する場所）について

自宅、ホテル等、トイレや風呂等が個室内にあり、待機期間中の生活が個室内で完結できる場所を選定して下さい。生活に必要な施設が共同利用になっている場所は認められ

ません。また、千葉大学内の施設(国際交流会館等)は待機場所としては利用できません。自分で予約ができない場合は、留学生課が紹介する旅行会社を通じて予約することもできます(但し個別調整費 10,000 円程度が発生する場合があります)。希望する場合は、所属の学部(研究科)の学務係に相談して下さい。

・移動手段について

待機場所までの移動手段として、感染予防対策が施されたハイヤー、レンタカー等を事前に手配して下さい。電車、バス等の公共交通機関を利用することは認められません。下記のリンクでは、日本国政府が感染防止措置が十分と認めたハイヤーの会社等を掲載しておりますので、ハイヤーを利用する場合はなるべくこの中から予約するようにして下さい。

【参考】厚生労働省 HP「基準を満たすハイヤー会社又はハイヤーを調達できる旅行会社の紹介」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00020.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00020.html) (日本語)

\*フライト、待機場所、待機場所までの移動手段等が確定したならば、所属している学部(研究科)の学務係に連絡して下さい。

#### 4.3 出国前 72 時間以内の PCR 検査を予約、以後陰性証明を取得

出国前の搭乗便出発時刻までの 72 時間以内に、新型コロナウイルス感染症に関する検査を受検し、厚生労働省の指定する様式及び方法で検査証明書を取得して下さい(入国時にも提示が求められますので、証明書は必ず持参して下さい)。検査証明書の取得が困難かつ真にやむを得ない場合は、出発地の在外公館にご相談下さい。

【厚生労働省】検査証明の提示について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html) (日本語)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000825144.pdf> (英語)

#### 4.4 スマートフォン及びアプリを準備

日本で使用可能なスマートフォンに、下記の厚生労働省が指定するアプリケーションをインストール及び初期設定を行い、入国時から使用可能な状態にして下さい(利用できないアプリがある場合はスマホのレンタルをして頂きます)。入国審査時にこれらの準備状況が確認され、不十分な場合は入国することができません。

インストールが必要なアプリは以下のとおりです。

- ビデオ通話アプリ (My SOS)
- Google map
- 接触確認アプリ (COCOA)

【厚生労働省 HP】スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00250.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html) (日本語)  
<https://www.hco.mhlw.go.jp/manual/pdf-en/detail.pdf> (英語)

\*スマートフォンレンタルを行う場合は、下記の URL から申し込むことができます。  
(検疫エリア内でのレンタルを実施している事業者です。)

【株式会社ビジョン】  
<https://www.vision-net.co.jp/news/20210319002098.html>

#### 4.5 質問票 WEB にて必要事項を登録し、QR コードを発行・保存

出国前までに質問票 WEB にて必要事項を登録し、発行された QR コードを保存して下さい。入国時に検疫官に提示する必要があります。

【厚生労働省】質問票回答受付  
<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp/#/> (日本語・英語)

#### 4.6 空港にて PCR 検査を受検 (陰性証明書取得)、誓約書の提出、待機場所へ移動

##### 4.6.1 検査結果が陽性だった場合

保健所が指定する施設等で隔離・待機して頂きます。

\*この場合必ず所属している学部 (研究科) の学務係に検査結果を連絡して下さい。

##### 4.6.2 検査結果が陰性だった場合

検査終了後、前述のとおり各人の待機場所まで公共交通機関を用いずに移動して下さい。検疫所が確保した場所で待機する方は、検疫所の方の指示に従って移動用の専用バスのもとまで移動して下さい。

#### 4.7 7日間又は14日間待機開始、毎日健康観察を実施

##### 4.7.1 検疫所が確保した宿泊施設での待機が求められる国・地域からの入国者の場合

入国した次の日から起算して所定の日数 (3日目、または6日目)、検疫所が確保したホテル (食費、宿泊費無料) に待機して頂きます。この期間中は定められた日 (3日目、又は3日目及び6日目) にホテルの個室内にて再度 PCR 検査を受けます。なお、待機期間中は下記 (4.7.3. 及び 4.7.4.) の健康フォローアップを確実に履行して頂きます。

#### 4.7.2 4.7.1以外の国・地域以外からの入国者の場合

入国した次の日から起算して自宅等で7日間又は14日間待機して頂きます。また、待機期間中は下記(4.7.3.及び4.7.4.)の健康フォローアップを行って頂きます。この期間中は不要不急の外出は禁止されます。

#### 4.7.3 健康フォローアップについて(日本国政府への報告)

下記の内容は日本国政府に対して入国する全ての皆様が報告・対応の必要がある事項です。全て完全に行われなければ、国外退去の可能性があります。

- ・My SOSによる報告

待機場所・現在地の報告(複数回/日)、健康様態の報告(1回/日)、ビデオ通話への応答

- ・Google map等の位置情報記録、COCOA(接触確認アプリ)の利用  
利用を継続して下さい。

#### 4.7.4 健康フォローアップについて(千葉大学への報告)

下記の内容は千葉大学に対し入構する全ての皆様が報告・対応の必要がある事項です。完全に行われなければ、入構することができません。報告先は、下記の通りです。

【千葉大学〇〇学部(研究科)学務係】

【メール】

#### \*手 順

①待機場所に到着したら所属する学部(研究科)の学務係及び指導教員へ入国報告メールを送信して下さい。記載事項は下記の通りです。

【件名】	入国報告
【本文】	日本に入国したので報告します。 氏名、性別、千葉大学での所属、学生証番号、どの国から入国したか、入国日、滞在先、同居者の有無、検疫における新型コロナウイルス感染症の検査結果、メールアドレス、電話番号、新型コロナウイルスワクチン接種歴

②学部(研究科)の学務係又は指導教員から、入国報告受理のメールが届きます。記載事項例は下記のとおりです。

【件名】	入国報告確認
【本文】	入国報告を確認しました。

③ 7日間又は14日間待機期間中はメール、電話、SNS等を利用して日々の健康報告を行います。毎朝11:59までに報告して下さい。体調に異常がある場合は、所属している学部（研究科）の学務係にも連絡して下さい。

④ 7日間又は14日間待機終了後は、学部（研究科）の学務係又は指導教員から皆様宛てに入構許可メールを送信します。記載事項例は以下のとおりです。

【件名】	入構許可
【本文】	〇〇様 貴殿は日本政府が定める防疫措置において、必要とされる待機期間を終了し、健康状態を確認したため、本学への入構を許可します。  〇〇学部事務部学務係 又は 〇〇学部・教授・（氏名）

#### 4.8 留学生が有症状等になった際の対応について

##### ①有症状又は陽性者となった際（渡日前14日以内）

直ちに留学生課・指導教員へご連絡ください。文科省に指示を仰ぎます。

##### ②機内濃厚接触者となった際（渡日後）

留学生は総安機構及び所属の学務係・指導教員に連絡するようご指示ください。

なお、所属の学務係は、留学生を待機施設で待機させるとともに総安機構の指示の下、連携してご対応ください。（留学生課へもご報告ください。）

また、濃厚接触者となった場合は、待機期間の短縮はできなくなります。

##### ③濃厚接触者、又は有症状となった際（渡日後）

留学生は総安機構及び所属の学務係・指導教員に連絡するようご指示ください。

なお、所属の学務係は留学生を待機施設等で待機させるとともに、総安機構の指示の下、連携してご対応ください。（留学生課へもご報告ください。）

##### ④陽性者となった際（渡日後）

留学生は総安機構及び所属の学務係・指導教員に連絡するようご指示ください。

なお、所属の学務係は、総安機構の指示の下、連携してご対応ください。（留学生課へもご報告ください。） 到着空港での検査で陽性となった場合は、検疫所職員の誘導に従

い検疫所長の指定する宿泊療養施設等に向かい療養していただきます（この場合、待機期間の短縮は不可）。

#### 【連絡先】

- ・ 総合安全衛生管理機構：info-hsc@office.chiba-u.jp
- ・ 留学生課：[nikkan@chiba-u.jp](mailto:nikkan@chiba-u.jp)

## 5 その他

### 5.1 旅程について

これまでの記載のとおり、入国の翌日から起算して7日間又は14日間待機が必要です。渡日の予定を立てる際は授業等の日程をよく考慮して下さい。また、旅程が決定したならば所属する学部（研究科）の学務係に必ず報告して下さい。

\*14日間待機の計算例：9/1に入国した場合  
9/15まで待機、9/16から外出及び公共交通機関の使用が可能

### 5.2 費用負担について

入国に伴って発生する費用は全て学生の皆様の負担となります。この点をご理解頂いた上でご準備下さい。

### 5.3 提出書類について

大学に入構する際は、皆様が適切な要領で防疫措置を行ったことを証明する為、所属している学部（研究科）の学務係に下記の書類を提出して下さい。

- ① 7日間又は14日間待機終了までの間、移動する際にハイヤー等を利用したことを証明するもの全て（領収書等）
- ② 7日間又は14日間待機用の宿泊施設を利用したことを証明するもの（ホテル等利用者のみ提出）
- ③ 自己隔離後に学部（研究科）学務係又は指導教員から送付される入構許可のメール

## 6 参考

- ・ 出入国在留管理庁 HP「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について」  
[http://www.moj.go.jp/isa/hisho06\\_00099.html](http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html)（日本語）  
[https://www.isa.go.jp/en/hisho06\\_00099.html](https://www.isa.go.jp/en/hisho06_00099.html)（英語）

- ・ 外務省 HP「新型コロナウイルス感染症への対応」



[https://www.mofa.go.jp/mofaj/p\\_pd/pds/page25\\_002019.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/pds/page25_002019.html) (日本語)

[https://www.mofa.go.jp/p\\_pd/pds/page22e\\_000910.html](https://www.mofa.go.jp/p_pd/pds/page22e_000910.html) (英語)

- ・厚生労働省 HP 「感染拡大防止と医療提供体制の整備」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kansenkakudaiboushi-iryouteikyou.html#h2\\_7](https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kansenkakudaiboushi-iryouteikyou.html#h2_7)

(日本語)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kansenkakudaiboushi-iryouteikyou\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kansenkakudaiboushi-iryouteikyou_00005.html)

(英語)

- ・千葉大学総合安全衛生管理機構 「新型コロナウイルス感染症情報」

<https://hschome-gw.hsc.chiba-u.jp/info-covid19.html>

## 7 問い合わせ先 (各部署の連絡先をご入力下さい)

【担当】

【電話番号】

【メール】

海外渡航連絡票 Overseas Travel Contact Form

氏名 Name	
所属 Affiliation	
渡航先（国名・都市名） 經由国含む Destination (country and city) including transit countries	
危険度等 Degree of risk, etc.	<input type="checkbox"/> 「危険情報」及び「感染症危険情報」が発出されていないことを確認した。 It was confirmed that there was no "Danger Information" or "Infectious Disease Risk Information" issued. <input type="checkbox"/> 「危険情報」及び「感染症危険情報」が発出されているが、渡航する必要がある。→渡航中の安全配慮を記載願います。 There is a "danger alert" and an "infectious disease risk alert" in effect. However, I need to travel to Japan. → Please describe your safety considerations while traveling.
渡航期間 Travel Period	年 月 日 ~ 年 月 日 Year Month Day - Year Month Day
渡航目的 Purpose of travel	
渡航を実施しなくてはならない理由 Reasons why travel should be undertaken	

上記内容について確認しました。I have confirmed the above information.

指導教員 Instructors : \_\_\_\_\_ (サイン sign)